



医政発0927第8号
平成25年9月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

自動体外式除細動器 (AED) の適正配置に関するガイドラインについて (通知)

自動体外式除細動器 (以下「AED」という。) については、「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」(平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知) により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

AED のさらなる普及拡大に当たり、単に設置数を増やすだけでなく、効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があったことから、今般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者による AED 使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、別添のとおり「AED の適正配置に関するガイドライン」が取りまとめられました。

貴職におかれては、このガイドラインを参考にし、AED の効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくようお願いいたします。